

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）及び解説	
条例（案）	解説
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。</p>	<p>本条例の制定の趣旨を規定したものです。</p> <p>本条例は、次に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号）の条例委任の規定を受けて定める条例であることを規定したものです。</p> <p>（1）介護保険法第115条の24第1項及び第2項 指定介護予防支援に従事する従業者の資格に関する基準及び配置する従業者の員数に関する基準、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を条例委任</p> <p>（2）介護保険法第115条の22第2項第1号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、特に定める場合を除き、法並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成25年厚生労働省令第105号。以下「整備省令」という。）による改正後の介護保険施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び整備省令による改正後の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>本条例で使用する用語の定義を規定しています。</p> <p>本条例を規定する元となっている介護保険法、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「基準省令」という。）との整合を図るようにしています。</p> <p>なお、本条例第6条において、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の条文を引用することから、これらの法令については、本条例の制定時の状態のものを指すように規定しています。</p>
	<p>国は、市が本条例を定めるに当たっての基準を省令で示しています。当該基準と条例で定める内容とが異なることに対する許容の範囲は、次のように決まっています。</p> <p>（1）参酌すべき基準 市が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。</p> <p>（2）従うべき基準 条例の内容は必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内において地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めることは許されない。</p>
<p>（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）</p>	<p>指定介護予防支援の事業の指定をするに当たり、当該指定を申請できる者は、法人であることを規定</p>

<p>第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>するものです。（従うべき基準）</p>
<p>（指定介護予防支援の事業に係る基本方針） 第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。</p>	<p>介護予防支援は、要支援者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう介護予防ケアマネジメントを行うものであり、これを行うものとして市長の指定を受けた者から介護予防支援を受けた要支援者には介護予防サービス計画費が支給されます。</p>
<p>2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。</p>	<p>本条は、当該指定を受けた指定介護予防支援の事業の趣旨及び基本的な方針を定めています。</p> <p>指定介護予防支援の事業は、利用者がその居宅において自立した日常生活を継続することを実現するために提供するものです。提供に当たっては、高齢者自身によるサービスの選択など利用者の主体性を尊重し、保険、医療及び福祉サービスの総合的かつ効率的に活用し、並びに提供するサービスの種類及び事業者の選択を公正中立に行い、並びに地域における様々な取組との連携に努める必要があります。</p> <p>（参酌すべき基準）</p>
<p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。</p>	
<p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	
<p>（秘密保持） 第5条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事業所の従業者でなくなった後においても、また、同様とする。</p>	<p>本条は、指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者（以下「従業者等」という。）であった者が離職等により当該事業所の従業者等ではなくなった後においても、その業務上知り得た当該事業所の利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の秘密を漏えいしてはならないことを規定したものです。従業者等は業務上において、利用者等の個人情報に頻繁に触れることとなります。基準省令第22条においては、従業者等である者が利用者等の秘密を漏らさないこと、従業者等であった者が秘密を漏らさないよう指定介護予防支援事業者が措置を講じること及び利用者等の個人情報を用いる場合には、</p>

	<p>同意をあらかじめ文書により得ることを定めており、同条を引用している本条例第6条においても同様の規定をしています。これにより従業者等であった者に対しても間接的に秘密を漏らすことないようにすることを求めています。本条例においては、従業員等であった者に対しても秘密を漏らさないよう直接的に定め、従業者等であった者が負う秘密の保持に関する義務をより明確に分かりやすいものとなるように基準省令の秘密の保持の規定に条文を加えるものです。</p> <p>基準省令第22条の規定は、従うべき基準として定められた規定ですが、条例に定める内容は同条の従うべき範囲内で定められているものです。</p> <p>なお、平成25年4月1日に施行している指定地域密着型（介護予防）サービスに係る基準を定めた条例においても同様の規定をしており、当該条例との整合を図っています。</p>
<p>（指定介護予防支援の事業に関するその他の基準）</p> <p>第6条 前2条に定めるもののほか、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。</p>	<p>本条は、前2条に規定した基準以外の基準省令の規定に従い、又は参酌して定める基準については、これまで基準省令で定める基準に基づいて、市が事業者を指定し、指定介護予防支援事業者によりサービスが利用者に提供されてきており、一定の評価を得ていることを鑑みて、基準省令で定める基準と整合をとったものです。</p> <p>引用する基準省令は、本条例の制定時点（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成25年厚生労働省令第105号）による改正がされた時点）の基準としています。これは、今後基準省令の改正がされた際に当該改正により自動的に本条例の規定が改正されてしまうことを避けるための措置であり、基準省令が改正された際は、改めて基準省令で示された基準の内容を検討し、本市の基準を定める必要があります。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>本条例を定めることを委任する法律の条文は、平成26年4月1日から施行されています。ただし、同日から1年を超えない期間においては、市の条例が定まるまでは、省令で定める基準を市の基準とみなす経過措置がされていることから、この経過措置を利用し、平成27年4月1日を本条例の施行日としています。</p>